

2023年8月2日 全9頁

ISSBの「IFRS S1」（全般的な要求事項）の具体的な内容

サステナビリティ情報開示のベースとなる基準

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 2023年6月26日、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）は「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（IFRS S1）」、「気候関連開示（IFRS S2）」を最終化した。
- IFRS S1では投資家などに向けて意思決定に資する有用な情報の開示が求められる。開示事項としては、サステナビリティに関する「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」であるが、いずれについてもわが国の現行法での有価証券報告書よりも相当程度詳細な情報の開示が求められる。
- また、SASBスタンダードの適用可能性の参照・検討を行う、一般目的財務報告の一部として開示を行うが他の報告書との相互参照も認められる、関連する財務諸表の開示と同時に同じ期間に係るサステナビリティ情報を開示する、測定の不確実性に関する情報を開示する、といったような要件も定められている。
- わが国では、SSBJ（サステナビリティ基準委員会）がIFRS S1、IFRS S2を踏まえ、日本版のサステナビリティ情報開示基準（日本版S1基準、日本版S2基準）の策定を進めている。日本版基準の将来的な適用に伴う、現行法よりも詳細な開示の要求や要件等の変更が予想されるため、さらに積極的な開示が期待される。

1. ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）が最初の開示基準を公表

2023年6月26日、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）は以下の二つの基準を最終化した。ISSBは国際的なベースラインとなるサステナビリティ情報開示基準を策定する機関であり、今回のIFRS S1、IFRS S2はその最初の基準となる¹。

- サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（IFRS S1）
- 気候関連開示（IFRS S2）

IFRS S1は、企業に対して、投資家の投資判断などに役立つ、サステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報の開示を求めている。サステナビリティ全般に関する開示事項のほか、開示の場所やタイミングなど、ISSBの基準に沿ってサステナビリティ情報の開示を行う際の要件を定めている。一方、IFRS S2は、気候関連のリスクと機会に関する情報の開示にフォーカスした、テーマ別の基準であり、気候関連の開示事項を定めている。

本稿では、このうち、**IFRS S1**について解説する。

2. IFRS S1（全般的な要求事項）

（1）目的と範囲

IFRS S1は、企業に対して、下記のようなサステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報の開示を要求することを目的としている。

一般目的財務報告の利用者（投資者、融資者、その他の債権者）が

リソースの提供に関する意思決定（以下を参照）を行う際に役立つ情報

- ・ 持分金融商品や負債性金融商品の売買、保有
- ・ 貸付金および他の形態の信用の供与、販売
- ・ 企業の経済的資源の利用に影響を与える企業の経営者の行動に対しての、投票やその他の方法での権利の行使

（出所）ISSB “IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information” より大和総研作成

IFRS S1は、短期、中期、長期にわたって企業のキャッシュ・フロー、資金調達へのアクセス、資本コストに影響を与えることが合理的に予想される全てのサステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報の開示を企業に求めており、そうでない情報はIFRS S1の対象外となる。

また、企業の財務諸表がIFRS（国際会計基準）などに沿って作成されているか否かにかかわらず、ISSBの基準を適用することができる。

¹ 両基準の要旨については、拙稿「[ISSBの基準（IFRS S1、IFRS S2）が確定](#)」（2023年7月4日、大和総研レポート）を参照。

(2) 概念的な基礎

①質的特性

IFRS S1 で求められるサステナビリティ情報は、(1) で確認した通り、利用者の意思決定に有用な情報である必要がある。有用な情報であるためには、IFRS における財務情報と同様に、「質的特性」がポイントとなる(図表1)。基本的な質的特性を有していることが必要であり、補強的な質的特性によってその情報の有用性が高められる。

図表1 サステナビリティ情報の質的特性

基本的な 質的特性	関連性	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 利用者の意思決定に影響を与える可能性があること(「予測価値」または「確認価値」を有している) 予測価値：利用者が将来の結果を予想するために用いるプロセスへのインプットとして使用できる 確認価値：過去の評価に関するフィードバックを提供する
	忠実な表現	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 描写が完全性、中立性、正確性を有していること 完全性：利用者がリスクと機会を理解するために必要な全ての情報を含んでいる 中立性：情報の選択や開示に偏りが無い 正確性：事実情報に重大な誤りがないなど、情報が正確である
補強的な 質的特性	比較可能性	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自社の過去の情報や、他の企業(同業他社など)の情報との比較が可能であること
	検証可能性	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 知識を有する独立した別々の観察者が、必ずしも完全な一致ではないとしても、特定の描写が忠実な表現であるという合意に達することができること
	適時性	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 意思決定者の決定に影響を与えることができる情報を遅滞なく利用可能とすること
	理解可能性	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 開示情報が明瞭かつ簡潔であること

(出所) ISSB “IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information” より大和総研作成

②重要性

IFRS S1 では、企業の見通しに影響を与えることが合理的に予想されるサステナビリティ関連のリスクと機会に関する重要な情報を開示することが求められている。ここでいう「重要」とは、図表1における「関連性」の一つの側面であり、企業ごとに判断が異なるものである。情報を省略、誤記、不明瞭化したときに、一般目的財務報告の主な利用者(投資者、融資者、その他の債権者)の決定に影響を与えると合理的に予想される場合、その情報は重要であると判断される。重要性の判断は先述の通り企業によって異なるものであるため、IFRS S1 では重要性の閾値やどの状況で何が重要になるかといったルールは設けられない。

重要な情報の判断のステップとして、まずはISSBの基準を適用し、情報の特定をする(難しい場合にはISSB以外の考え方(SASBスタンダードなど)の適用可能性を検討する)。その上で、特定した情報について、定量的要因や定性的要因(リスクの影響の大きさや性質など)を考慮し、重要性の判断をする。将来情報については影響の範囲や蓋然性なども考慮される。重要な情報の開示の際に重要ではない情報と区別をすることや、報告日ごとに重要性を再評価することも求められる。

③報告主体・つながりのある情報

サステナビリティ情報の開示は、関連する財務諸表と同じ報告主体を対象とする。そのため、連結財務諸表を提出している企業は、連結子会社等も含めてサステナビリティ情報を開示する。

また、開示の際には、①サステナビリティ関連のリスクと機会の間、②「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」に関する開示の間、③サステナビリティ情報と財務情報の間、などのつながりが理解できるような方法で情報を開示する。つながりのある情報を提供する上で、企業は以下のようなことを行う。

- 開示間のつながりを明確かつ簡潔な方法で説明する
- ISSB の基準で共通項目の情報の開示が求められている場合は、不必要な重複を避ける
- サステナビリティ情報の作成に使用されたデータ・仮定と、関連する財務諸表の作成に使用されたデータ・仮定との間の重大な差異に関する情報を開示する

(出所) ISSB “IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information” より大和総研作成

(3) 開示事項

IFRS S1 では、サステナビリティ関連の「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の情報開示が求められている (図表 2)。

図表 2 IFRS S1 における開示事項

ガ バ ナ ン ス	<p>目的：一般目的財務報告の利用者が、企業がサステナビリティ関連のリスクと機会を監視、管理、監督するために使用するガバナンスのプロセス、統制、手続を理解できるようにすること</p>
	<p>ガバナンス機関（もしくは個人）に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ サステナビリティ関連のリスクと機会に対する責任が、ガバナンス機関の付託事項、義務、職務内容、その他の関連する方針にどのように反映されているか ➤ サステナビリティ関連のリスクと機会に対応するための戦略を監督する上で適切なスキルと能力が、利用可能であるか、開発されるかどうかをガバナンス機関がどのように判断するか ➤ サステナビリティ関連のリスクと機会について、ガバナンス機関がどのように、どのくらいの頻度で知らされるのか ➤ 企業の戦略、主要な取引に関する意思決定、リスク管理プロセス、関連する方針を監督する際に、ガバナンス機関がサステナビリティ関連のリスクと機会をどのように考慮するか（ガバナンス機関がそれらのリスクと機会に関連するトレードオフを考慮したかどうかを含む） ➤ ガバナンス機関がサステナビリティ関連のリスクと機会に関する目標の設定をどのように監督し、それらの目標に向けた進捗状況を監視するか（関連するパフォーマンス指標が報酬ポリシーに組み込まれるかどうか、どのように組み込まれるかを含む）
	<p>サステナビリティ関連のリスクと機会を監視、管理、監督するためのガバナンスのプロセス、統制、手続における経営陣の役割（以下を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 役割が具体的な経営者レベルの地位または委員会に委任されているかどうか、およびその地位または委員会に対してどのように監督が行われているか ➤ 経営陣がサステナビリティ関連のリスクと機会の監視をサポートするために統制と手続を適用しているかどうか、また適用している場合、これらの統制と手続が他の内部機能とどのように統合されているか

戦 略	<p>目的：一般目的財務報告の利用者が、サステナビリティ関連のリスクと機会に対処するための企業の戦略を理解できるようにすること</p> <p>企業の見通しに影響を与えると合理的に予想されるサステナビリティ関連のリスクと機会</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ リスクと機会を説明する ➢ リスクと機会ごとに影響が合理的に発生すると予想される期間（短期、中期、長期）を特定する ➢ 「短期」、「中期」、「長期」をどのように定義するか、また、これらの定義が企業の戦略的意思決定に用いる計画期間とどのように関連付けられるかを説明する
	<p>サステナビリティ関連のリスクと機会が企業のビジネスモデルとバリューチェーンに及ぼす現在の影響または予想される影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業のビジネスモデルとバリューチェーンに対するサステナビリティ関連のリスクと機会による現在の影響、予想される影響の説明 ➢ 企業のビジネスモデルとバリューチェーンのどこにサステナビリティ関連のリスクと機会が集中しているかの説明（地域、施設、資産の種類など）
	<p>サステナビリティ関連のリスクと機会が企業の戦略と意思決定に及ぼす影響への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業がその戦略と意思決定においてサステナビリティ関連のリスクと機会にどのように対応してきたか、対応する計画があるか ➢ 企業が過去の報告期間に開示した計画の進捗状況（定量的・定性的情報を含む） ➢ 企業が考慮したサステナビリティ関連のリスクと機会との間のトレードオフ
	<p>サステナビリティ関連のリスクと機会が、企業の財政状態、財務業績、キャッシュ・フローに及ぼす現在の影響または予想される影響（以下に関する定量的・定性的情報（注）を開示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ サステナビリティ関連のリスクと機会が、報告期間の財政状態、財務業績、キャッシュ・フローにどのような影響を与えたか ➢ 関連する財務諸表で報告される資産・負債の帳簿価額が次年度報告期間内に重要な調整を受ける重大なリスクがある、サステナビリティ関連のリスクと機会 ➢ サステナビリティ関連のリスクと機会に対処する戦略を踏まえて、企業が短期、中期、長期に財政状態がどのように変化すると予想しているか（以下を考慮する） <ul style="list-style-type: none"> （i）投資・処分計画（企業が契約としては約束していない計画を含む） （ii）戦略を実行するために計画された資金源 ➢ サステナビリティ関連のリスクと機会に対処する戦略を考慮して、企業が短期、中期、長期に財務業績とキャッシュ・フローがどのように変化すると予想しているか
	<p>サステナビリティ関連のリスクについての企業の戦略とビジネスモデルのレジリエンス（定性的評価、該当する場合は定量的評価を、評価の実施方法と期間に関する情報を含めて開示）</p>
	<p>目的：一般目的財務報告の利用者が、①サステナビリティ関連のリスクと機会を特定、評価、優先順位付け、監視するための企業のプロセスを理解すること、②企業の全体的なリスク・プロファイルとリスク管理プロセスを評価すること</p> <p>サステナビリティ関連のリスクを特定、評価、優先順位付け、監視するためのプロセスや方針（以下を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業が使用するインプット、パラメータ（データソースに関する情報など） ➢ 企業がサステナビリティ関連リスクの特定に関する情報を伝えるためにシナリオ分析を使用するかどうか、また、その方法 ➢ 企業がそれらのリスクの影響の性質、可能性、規模をどのように評価するか（例えば、企業が定性的要因、定量的閾値、またはその他の基準を考慮するかどうか） ➢ 企業が他の種類のリスクと比較してサステナビリティ関連のリスクを優先するかどうか、またどのように優先するか ➢ 企業がサステナビリティ関連のリスクをどのように監視するか ➢ 前期間と比較して企業がプロセスを変更したかどうか、またどのように変更したか <p>サステナビリティ関連の機会を特定、評価、優先順位付け、監視するためのプロセス</p> <p>サステナビリティ関連のリスクと機会を特定、評価、優先順位付け、監視するプロセスが、企業全体のリスク管理プロセスに組み込まれている程度や方法など</p>
リ ス ク 管 理	

指標と目標	<p>目的：一般目的財務報告の利用者が、企業が設定した目標や法律や規制によって達成が求められている目標に向けた進捗状況など、サステナビリティ関連のリスクと機会に関する企業のパフォーマンスを理解できるようにすること</p>
	<p>ISSBの基準によって求められる指標</p> <p>サステナビリティ関連のリスクと機会や企業のパフォーマンス（目標の進捗など）を測定、監視するための指標（指標が企業によって開発された場合、以下を開示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 指標がどのように定義されているか ➢ 指標が絶対的に測定されたものか、別の指標との関係で表現されたものか、定性的なものか ➢ 指標が第三者によって検証されているか、検証されている場合はその第三者 ➢ 指標の算定方法、インプット（その方法の制限や置いた重要な仮定を含む）
	<p>企業が戦略的目標の達成に向けた進捗状況や、法律や規制によって達成が義務付けられている目標を監視するために設定した目標に関する情報（目標ごとに以下を開示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 目標を設定し、目標達成に向けた進捗状況を監視するために使用される指標 ➢ 企業が設定した、または達成する必要がある、特定の定量的または定性的目標 ➢ 目標が適用される期間 ➢ 進捗が測定される基礎となる期間 ➢ マイルストーン、中間目標 ➢ 各目標に対するパフォーマンスと、企業のパフォーマンスの傾向、変化の分析 ➢ 目標の変更とその説明

（注）影響が個別に特定できない、測定の不確実性のレベルが高い、企業が定量的な情報を提供するためのスキル、能力、リソースを持たない、などの場合は定量的な情報を提供する必要はない。その場合、定量的な情報を提供していない理由、影響の定性的な情報、他のサステナビリティ関連のリスクと機会と組み合わせた財務的影響に関する定量的な情報（有用ではない場合を除く）を開示する。

（出所）ISSB “IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information” より大和総研作成

なお、企業の財政状態、財務業績、キャッシュ・フローに及ぼすと予想される影響の開示、リスクと機会の特定、バリューチェーンの範囲の決定においては、過度なコストや労力をかけずに入手可能な情報を用いることとされている。ここでいう過度なコストや労力は企業の状況によって異なり、コスト・労力と利用者の便益のバランスを考える必要がある。

また、バリューチェーンの範囲に関して、IFRS S1 では「報告企業のビジネスモデルおよび企業がオペレーションを行う外部環境に関連するやり取り、資源、関係の全範囲」と定義されている。これには、製品・サービスの構想から提供、消費、終了に至るまで、企業が製品・サービスを生み出すために使用し依存するやり取り、資源、関係が含まれる。例えば、人的資本などの企業のオペレーションに関わるもの、企業の供給、マーケティング、流通チャネルに関わるもの、企業がオペレーションを行う財務的環境、地理的環境、地政学的環境、規制環境などが含まれる。定義の範囲は広いが、過度なコストや労力をかけずに入手可能な情報を用いること、開示する情報は重要性のある情報に限られること、を考慮する。また、バリューチェーンにおいて、企業が直接関与していなくとも重大な状況の変化等（例えば規制の導入など）があった場合には、バリューチェーンの範囲の再評価を行わなければならない。

（４）全般的な要件など

IFRS S1 は、企業が ISSB の基準に沿って開示をするに当たっての全般的な要件や、企業の判

断・測定の不確実性・誤謬についての要件を定めている（図表 3）。

図表 3 IFRS S1 の全般的な要件、企業の判断・測定の不確実性・誤謬

ガイダンスのソース	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業は SASB スタンドアードの開示トピックやそれに関連する指標の適用可能性を参照し、検討しなければならない ➢ さらに、以下の適用可能性を参照し、検討することができる <ul style="list-style-type: none"> ・ 水、生物多様性に関する CDSB フレームワーク適用ガイダンス ・ 一般目的財務報告の利用者のニーズを満たすように要件が設計されている他の基準設定機関の最新の発表 ・ 同じ業種または地域で事業を行う企業によって開示された、指標を含む情報 ・ (IFRS S1 の目的の達成に役立ち、ISSB の基準に矛盾しない範囲で) GRI スタンドアード、ESRS (欧州サステナビリティ報告基準) ➢ 以下の情報を特定しなければならない <ul style="list-style-type: none"> ・ 適用したガイダンスのソース ・ ISSB の基準、SASB スタンドアード、特定の産業に関連するその他のガイダンスのソースで指定されている業種
開示場所	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 一般目的財務報告の一部として、ISSB の基準で求められる開示を行わなければならない ➢ サステナビリティ情報を明確に特定できるようにしなければならない ➢ 他の報告書との相互参照によって開示を行うこともできる
開示のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とするサステナビリティ情報を、関連する財務諸表の開示と同時に開示しなければならない ➢ 通常、企業は 12 カ月分のサステナビリティ情報を開示するが、異なる期間の情報を開示する場合、その期間の長さ、異なる理由、開示された金額が比較できない旨を開示しなければならない ➢ 報告期間の終了から情報の開示までの間の新しい情報についても開示が求められる場合がある ➢ 報告期間中に中間的なサステナビリティ情報の開示は義務付けられていない
比較情報	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 開示された全ての金額の情報について、前期に関する比較情報を開示しなければならない
準拠の表明	<ul style="list-style-type: none"> ➢ サステナビリティ情報の開示が ISSB の基準における全ての要件に準拠している企業は、準拠の表明をしなければならない（全ての要件に準拠していなければ表明をしてはならない） ➢ 法律や規制で開示が禁止されている情報や、サステナビリティ関連の機会に関する機密情報は開示する必要がない（開示しない場合も ISSB の基準の準拠には影響しない）
企業の判断	<ul style="list-style-type: none"> ➢ サステナビリティ情報に重大な影響を与える可能性のある、企業の判断（リスクと機会の特定など）に関する情報を開示しなければならない
測定の不確実性	<ul style="list-style-type: none"> ➢ サステナビリティ情報として開示される金額の測定の不確実性に関する情報を開示しなければならない ➢ 高いレベルの測定の不確実性の影響を受ける、開示された金額を特定し、以下を開示しなければならない <ul style="list-style-type: none"> ・ 測定の不確実性の原因 ・ 金額を測定する際に行った仮定、概算、判断
誤謬	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 不可能でない限り、開示された前期の比較金額を再表示することにより、前期の重要な誤謬を修正しなければならない（誤謬の性質なども開示する）

（出所）ISSB “IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information” より大和総研作成

まず、サステナビリティ情報の開示場所は一般目的財務報告の一部とするとされているが、**他の報告書との相互参照**も認められている。ただし、①相互参照する情報はサステナビリティ情報の開示と同じ条件で同時に入手可能であること、②相互参照する情報を含めることで必要なサステナビリティ情報全体の理解が損なわれないこと、が条件となる。そのため、相互参照する情報も前述の質的特性を有していることが求められる。相互参照を行う場合は、その情報が含まれるレポートを明確に特定し、そのレポートへのアクセス方法を説明する必要がある。

また、サステナビリティ関連の機会についての情報を企業が商業的な**機密情報**であると判断した場合は、その情報の開示を省略することができる（下記の場合に限る）。

- 未公表の情報である場合
- 当該情報の開示により、企業がその機会に関して実現できるはずの経済的利益が著しく損なわれることが合理的に予想される場合
- 企業がその機会に関して実現できるだろう経済的利益を大きく損なうことなく、開示要件の目的を達成できるような方法でその情報を開示することは不可能であると判断した場合

（出所）ISSB “IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information” より大和総研作成

機密情報の開示を省略した場合は、その旨を示すとともに、報告日ごとにその情報が省略の対象となるかどうかを再評価する必要がある。なお、機密情報として開示を省略することができるのはサステナビリティ関連の機会についての情報であり、リスクについての情報を省略することはできない。

さらに、**測定の不確実性**に関して、サステナビリティ情報の開示において金額が直接測定できず推定することしかできない場合、測定の不確実性が生じる。ただし、見積りが正確に記載・説明されていれば、情報の有用性は損なわれない。測定の不確実性は、情報に係る仮定や変数などによって変化するものである。この不確実性に関して開示するものの例としては、下記のようなものが挙げられる。

- 測定の不確実性の仮定またはその他の原因の性質
- 開示する金額の計算の基礎となる方法、仮定、推定に対する感度
- 予定される不確実性の解決策と、開示された金額に対して合理的に考えられる結果の範囲
- 不確実性が依然として解決されていない場合、開示する金額に関する過去の仮定の変更に関する説明

（出所）ISSB “IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information” より大和総研作成

（5）発効日と経過措置

IFRS S1 は 2024 年 1 月 1 日以後開始する会計年度から発効される（早期適用可）。早期適用をする場合は、その旨を開示するとともに、IFRS S2 も併せて適用する。なお、3. で後述するよ

うに、日本企業に IFRS S1 が適用されるか否かはわが国の当局が判断することであるため、2024 年度から日本企業に IFRS S1 の適用が求められるわけではないことには注意が必要である。

IFRS S1 には経過措置も設けられている。まず、企業は適用初年度においては、前年との比較情報を開示する必要はない。

また、開示のタイミングについて、サステナビリティ情報の開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とするものを、関連する財務諸表の開示と同時に行うとされている。ただし、適用初年度においては、次の第 2 四半期または半期の一般目的財務報告と同時での開示が認められている（半期の報告書を開示する義務がない場合等は適用初年度に係る期間の終了から 9 カ月以内）。

さらに、適用初年度においては、IFRS S2 に従った気候関連のリスクと機会に関する情報のみを開示することが認められている。この場合、気候関連のリスクと機会に関する情報の開示についてのみ、IFRS S1 の要件を適用するとともに、その旨を開示する。

3. 日本企業におけるポイント

先述の通り、IFRS S1 が企業の法定開示書面に適用されるか否かは、各国当局の対応（法令の改正など）次第である。わが国では 2022 年 7 月に SSBJ（サステナビリティ基準委員会）が設立され、IFRS S1、IFRS S2 を踏まえ、日本版のサステナビリティ情報開示基準（日本版 S1 基準、日本版 S2 基準）の策定が進められている。日本版基準で求められる開示は、将来的には金融商品取引法に基づく有価証券報告書に取り込んでいくことが想定されている。日本版の基準は 2024 年度中に確定基準が公表され、その後開始する事業年度から早期適用が可能となる予定である。

IFRS S1 は企業がサステナビリティ情報を開示する上でのベースである。仮に日本版基準が IFRS S1 の大部分を踏襲した場合には、企業にどのような影響があるだろうか。

まず、現行法における有価証券報告書でのサステナビリティ情報の開示においても、細部の違いはあるものの、IFRS S1 と同様に、投資家などに有用な重要性のある情報の開示が求められている。しかし、開示項目については前掲図表 2 の通り、有価証券報告書で求められる情報と比較して相当程度詳細なものが求められているため、企業はガバナンスやリスク管理の体制・プロセスの再確認やデータの収集・分析、第三者検証の検討を含む指標・目標の再考が求められる。

加えて、全般的な要件など（前掲図表 3）に関しても注意すべき点はある。例えば、SASB スタンドアートの適用可能性の参照・検討、他の報告書との相互参照の容認、測定の不確実性に関する開示などが挙げられる。

わが国の企業について、日本版の基準の適用は先のことはあるが、現行法よりも詳細な開示の要求や要件等の変更に向けて、さらに積極的な開示が期待される。